

令和元年度答申第62号
令和元年12月18日

諮問番号 令和元年度諮問第67号（令和元年12月12日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料納付手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人X₁及び同X₂からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許権の原特許権者である審査請求人X₁及び同X₂が納付年分を第5年分及び第6年分とする特許料納付書に係る各手続（以下「本件各納付手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」という。）が、当該特許権は、納付年分を第4年分とする特許料及び割増特許料の追納が認められなかったことに伴い、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされたから、本件各納付手続は権利消滅後の納付年分に係る不適法なものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件各納付手続を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、

前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定している。

- (2) 特許法 112 条 1 項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後 6 月以内（以下「追納期間」という。）に特許料を追納することができると規定し、同条 2 項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定している。

そして、特許法 112 条 4 項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定している。

- (3) 特許法 112 条の 2 第 1 項は、同法 112 条 4 項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができると規定している。

そして、特許法 112 条の 2 第 2 項は、前項の規定により特許料等の追納があったときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定している。

- (4) 特許法 18 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) X₁は、平成 23 年 1 月 26 日、発明の名称を「P」とする特許出願をし、平成 25 年 1 月 18 日、特許第 a 号の特許権（以下「本件特許権」という。）の設定の登録を受けた。

X₂は、平成 28 年 3 月 28 日付け（同月 30 日受付）で、本件特許権の一部を X₂に移転する旨の移転登録申請をし、本件特許権は、審査請求人らの共有となった。

（後記(3)の先行審査請求に係る裁決書の別紙（審理員意見書））

- (2) 審査請求人らが、平成 28 年 9 月 29 日付けで、本件特許権に関し、納付年分を第 4 年分とする特許料納付書に係る手続（以下「先行追納手続」

という。)をしたところ、処分庁は、平成29年8月3日付けで、先行追納手続は、追納期間内に第4年分に係る特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるとはいえず、特許法112条の2第1項の要件を満たしていないから、不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、先行追納手続を却下する処分(以下「先行却下処分」という。)をした。

(後記(3)の先行審査請求に係る裁決書の別紙(審理員意見書))

- (3) 審査請求人らは、平成29年11月15日付けで、審査庁に対し、先行却下処分を不服として審査請求(以下「先行審査請求」という。)をした。

審査庁は、平成30年8月29日付けの審理員意見書の提出及び当審査会からの同年11月19日付けの答申を受けて、同月28日付けで、先行審査請求を棄却する裁決をした。

審査請求人らは、令和元年5月28日、A地方裁判所に対し、先行却下処分の取消しの訴えを提起した。

(裁決書、本件に係る審理員意見書)

- (4) 審査請求人らは、本件特許権に関し、平成29年1月12日付け及び平成30年1月12日付けで、それぞれ納付年分を第5年分とする特許料納付書に係る手続及び納付年分を第6年分とする特許料納付書に係る手続(本件各納付手続)をしたところ、処分庁は、令和元年5月16日付けで、本件各納付手続は権利消滅後の年分に係る不適法なものであるとして、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件各納付手続を却下する処分(本件各却下処分)をした。

(各特許料納付書、各却下理由通知書、各手続却下の処分)

- (5) 審査請求人らは、令和元年8月15日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和元年12月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人らは、本件特許権に関し、先行却下処分の取消しの訴えを提起しているから、先行却下処分が違法と認定されて覆る可能性がある。そうす

ると、本件特許権が消滅したと断定するのは不当であるから、本件各却下処分
の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見は妥当であるとしているところ、審理員の意見
の概要は、以下のとおりである。

本件特許権に関する第4年分の特許料等の追納の手続は、追納期間内に特許
料等を納付することができなかつたことについて特許法112条の2第1項所
定の「正当な理由」があるということはできず、同項の要件を満たしていない
から、本件特許権について同条2項の規定による回復は認められない。

したがって、本件特許権に関する第5年分及び第6年分の特許料の納付の手
続（本件各納付手続）は、いずれも、本件特許権の消滅擬制（特許法112条
4項）により客体が存在せず、不適法な手続であつて、その補正をすることが
できないものであるから、同法18条の2第1項本文の規定に基づいてした本
件各却下処分は、適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又
は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件特許権に関し、先行却下処分の取消しの訴えを提起
しているから、先行却下処分が違法と認定されて覆る可能性があり、そうす
ると、本件特許権が消滅したと断定するのは不当であると主張している。

しかし、「事案の経緯」（上記第1の2の(3)）に記載のとおり、審査庁は、
審査請求人がした先行却下処分の取消しを求める先行審査請求を棄却する
裁決をしている。先行却下処分が取り消されていない以上、本件特許権は、
特許法112条4項の規定により消滅したものとして取り扱われるのであり、
本件特許権が消滅していないことを理由とする審査請求人らの上記主張は、
失当である。

そうすると、本件各納付手続は、消滅した本件特許権について特許料を納
付しようとする不適法な手続であつて、補正をすることができないものであ
ることが明らかであるから、特許法18条の2第1項本文の規定に基づいて
した本件各却下処分は、適法である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美